

議案第20号

境港市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

境港市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

境港市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員、同項に規定する委員及び職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項の報酬、第204条第1項又は同条第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部の免責)

第3条 市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、前条の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 市長等の損害賠償責任の一部の免責

地方自治法等の一部改正により、普通地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任の一部を免れさせることができるとされたことに伴い、賠償の責任を免れる額等を規定する。

市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次の表に掲げる市長等の区分に応じそれぞれに定める額（「最低責任負担額」という。）を負担するものとし、市長等が賠償の責任を負う額から、最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

区分	最低責任負担額
(1) 市長	基準給与年額（※）に6を乗じて得た額
(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	基準給与年額に4を乗じて得た額
(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員	基準給与年額に2を乗じて得た額
(4) 市の職員（第2号に掲げる市の職員を除く。）	基準給与年額に1を乗じて得た額

※基準給与年額

非常勤の委員等の報酬、特別職の報酬又は給与、市の職員の給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当は除く）の1会計年度当たりの額に相当する額として、総務省令で定める方法により算定される額。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第 21 号

境港市職員の服務の宣誓に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の服務の宣誓に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の服務の宣誓に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(境港市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年境港町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年境港市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「報酬、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当又は宿日直手当(以下「報酬等」という。)」が」を「報酬が」に、「報酬等の」を「報酬の」に改め、同条第4号中「報酬等」を「報酬」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 会計年度任用職員の服務の宣誓（第1条関係）

会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を定め、任用形態や任用手続に応じた方法で行う。

2 会計年度任用職員の公務災害に係る補償基礎額の規定の整備（第2条関係）

会計年度任用職員のうち、第2号職員（フルタイム会計年度任用職員）の公務災害に係る補償基礎額について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する常勤職員の平均給与額の例によることが示されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 22 号

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例（平成13年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、損壊部分の延床面積が当該居宅の延床面積に占める割合又は別に定めるところにより算定した損害に係る割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

第3条第1項第1号中「第5欄に定める額」を「第5欄に定める額（以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）」に、同項第2号中「2万円以上の支援金をいう。」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上の支援金をいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 損壊した居宅の損害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円

イ ア以外のもの 5万円

第4条を次のように改める。

（支援金の額）

第4条 被災者住宅再建等支援金の額は、別表の被災者住宅再建等支援金交付基準額欄に掲げる額とする。

別表中「交付定額」を「被災者住宅再建等支援金交付基準額」に、「補修に要する経費（30万円を限度とする。）」を「補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあつては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 被災者住宅再建等支援制度の改正

(1) 被災者住宅再建等支援金

一部損壊世帯（損害割合10%以上）の補修に要する経費のうち、被災した住宅の応急修理が、災害救助法の補助対象となったことにより、当該支援金の補助対象を以下のとおり見直しを行う。

- ・現 行 上限30万円（住宅の応急修理とそれ以外の修理の両方が補助対象）
- ・改正後 上限30万円（災害救助法において住宅の応急修理を受ける場合にあっては、補助対象は30万円から当該住宅の応急修理のために支出される費用の額を控除した額を限度とする。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金

現行の一律2万円以上から、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上の支援金に改正する。

- ア 損壊した居宅の損害割合が5%未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円
- イ それ以外のもの 5万円

2 施行期日

公布の日

議案第23号

境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

境港市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村 勝治

境港市印鑑条例の一部を改正する条例

境港市印鑑条例（昭和50年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 印鑑登録の資格についての変更

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等の施行に伴い、印鑑登録の登録資格について、所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日

議案第24号

境港市立小中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

境港市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

境港市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

境港市立小中学校設置条例（昭和39年境港市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
境港市立渡小学校	境港市渡町 901番地
境港市立外江小学校	境港市外江町 2,105番地
境港市立境小学校	境港市湊町 27番地
境港市立上道小学校	境港市上道町 3,026番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町 3,117番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町 432番地

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 誠道小学校の廃校
余子小学校との統合に伴い、令和2年4月に誠道小学校が廃校となるため。
- 2 施行期日
令和2年4月1日

議案第25号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例(平成13年境港市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「

中浜児童クラブ	境港市小篠津町450番地	中浜小学校
誠道児童クラブ	境港市誠道町2062番地	誠道小学校

」を

「

中浜児童クラブ	境港市小篠津町450番地	中浜小学校
---------	--------------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 誠道児童クラブの廃止

余子小学校との統合に伴い、令和2年4月に廃校となる誠道小学校内に設置している誠道児童クラブを廃止する。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第26号

境港市公園条例の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公園条例の一部を改正する条例

境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、次のとおり」を「、次の表に定めるとおり」に、

「休場日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

使用時間 午前9時から午後10時まで

」を

「

体育施設名	休場日	使用時間
竜ヶ山球場	年末年始（12月29日から 翌年1月3日まで）	午前9時から 午後9時30分まで
竜ヶ山陸上競技場		午前9時から 午後10時まで

」に改める。

別表第1備考6中「、午後10時まで」を「、午後9時30分まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の境港市公園条例の規定により使用許可を受けている者の使用時間については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 竜ヶ山球場の使用時間の変更（第10条及び別表第1関係）

現 行 午前9時から午後10時まで

改正後 午前9時から午後9時30分まで

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第27号

境港市民体育館条例の一部を改正する条例制定について

境港市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

境港市民体育館条例の一部を改正する条例

境港市民体育館条例（昭和55年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

小学生及び中学生	1時間につき10円
高校生	1時間につき20円
一般	1時間につき30円

」を

「

小学生及び中学生	1回につき30円
高校生	1回につき40円
一般	1回につき70円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 市民体育館使用料の改定（別表関係）

市民体育館小体育室等の個人使用料を改定する。

	現 行	改正後
小学生及び中学生	1時間につき10円	1回につき30円
高校生	1時間につき20円	1回につき40円
一般	1時間につき30円	1回につき70円

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第28号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「28,700円」を「23,000円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「28,700円」を「23,000円」に、「47,800円」を「38,300円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「28,700円」を「23,000円」に、「55,500円」を「53,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 低所得者の保険料率の軽減（第2条関係）

令和元年10月1日の消費税率等の引き上げに伴い、低所得者に対する更なる軽減を図る。

段 階	改正前		改正後	
	率	保険料額	率	保険料額
第1段階	0.375	28,700円	0.3	23,000円
第2段階	0.625	47,800円	0.5	38,300円
第3段階	0.725	55,500円	0.7	53,600円

2 施行期日

規則で定める日

議案第29号

境港市森林環境基金条例制定について

境港市森林環境基金条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村 勝治

境港市森林環境基金条例

(設置)

第1条 境港市が実施する森林の整備及びその促進のための事業に要する費用に充てるため、境港市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する費用の財源に充てる場合限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 森林環境基金の設置

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月1日に施行され、森林環境譲与税が創設された。

本年度から都道府県及び市町村に譲与される森林環境譲与税については、その用途が森林整備及びその促進に限られており、森林整備等は中長期の計画的な実施に向けた財源の確保が必要であることから、森林環境基金を設置する。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第30号

境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

境港市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

農業委員会 の委員	会長	報酬	月額	47,000
	職務代理者			27,000
	委員			25,000
農地利用最適化推進委員		報酬	月額	25,000

」を

「

農業委員 会の委員	会長	報酬	基本 報酬月額	47,000
			能率 報酬額	予算の範囲内で規 則で定める額
	職務代理者		基本 報酬月額	27,000
			能率 報酬額	予算の範囲内で規 則で定める額
	委員		基本 報酬月額	25,000
			能率 報酬額	予算の範囲内で規 則で定める額
農地利用最適化推進委員		報酬	基本 報酬月額	25,000
			能率 報酬額	予算の範囲内で規 則で定める額

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）に対する能率報酬額の新設

農業委員会等に関する法律の改正により、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業の担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止等の農地利用の最適化に向けた活動（以下「農地利用最適化活動」という。）が新たに農業委員会の必須事務に位置づけられた。

農地利用最適化活動を推進するため、国が交付する農地利用最適化交付金を財源として、当該活動の実績に応じた委員等への能率報酬額を新たに支給とするもの。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第31号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成21年境港市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項」を「工場立地法第4条の2第1項」に改める。

第1条中「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第10条第1項」を「、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項」に、「、工場立地法（昭和34年法律第24号）」を「、法」に改める。

第2条中「、工場立地法」を「、法」に改める。

第3条の表甲種区域の項区域の範囲欄中「企業立地促進法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域（境港市の区域に属するものに限る。以下「重点促進区域」という。）」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域である区域（準工業地域については境港市夕日ヶ丘1丁目に限る。以下「特例対象区域」という。）」に改め、同表乙種区域の項区域の範囲欄中「重点促進区域」を「特例対象区域」に改め、同表丙種区域の項区域の範囲欄中「重点促進区域」を「特例対象区域」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 根拠法令の変更に伴う整理（題名、第1条、第2条及び第3条関係）
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づき実施していた緑地面積等の割合の緩和措置について、工場立地法を根拠法令として引き続き実施するため、所要の改正を行う。

- 2 施行期日
令和2年4月1日